２こ家第174号

令和２年（2020年）７月22日

市町村　保育主管課長　様

長野県県民文化部こども・家庭課長

保育士等キャリアアップ研修における保育所及び地域型保育所が企画・実施する

園内研修の取扱いについて（通知）

　「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年４月１日付け雇児保発0401第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の７の（６）にて、「保育所及び地域型保育事業所が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修」という。）について、園内研修を行う施設・事業者からの申請に基づき、都道府県が、その内容について、以下の要件を満たしていることを確認した場合には、園内研修の修了者について、対応する研修分野の研修に関して１分野最大４時間の研修が短縮されるものとする。」とされています。

新型コロナウイルス感染症の影響により保育士等キャリアアップ研修の開催が例年に比べ少ない、様々な場所から人が集まる集合型研修への参加は感染防止の観点から控えたい等、保育士等キャリアアップ研修の受講機会が少なくなる中で、園内研修について、今後、当県での取扱いを別紙のとおりとします。

つきましては、内容についてご了知いただくとともに、貴管内の保育所及び地域型保育事業所に対して周知いただきますようお願いします。

県民文化部こども・家庭課　保育係

（課長）藤木秀明（担当）島村南海

電　話：026-235-7098

ﾌｧｸｼﾐﾘ：026-235-7390

E-mail：hoiku@pref.nagano.lg.jp

（別紙）

保育士等キャリアアップ研修における保育所及び地域型保育所が企画・実施する

園内研修の取扱いについて

　保育所及び地域型保育事業所が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修」という。）について、園内研修を行う施設・事業者からの申請に基づき、長野県知事が、その内容について、要件を満たしていることを確認した場合には、園内研修の修了者について、対応する研修分野の研修に関して１分野最大４時間の研修が短縮されるものとし、取扱いを下記のとおりとする。

記

１　申請について

　　園内研修を実施する施設・事業者は研修毎に、研修予定日の１か月前までに長野県知事に対し、様式第１号による申請書を提出しなければならない。

２　研修の認定について

　　長野県知事は、１による申請により下記３～５の内容について要件を満たしていることを確認した場合は、様式第２号による認定通知書により、認定を行う。

　　なお、認定の効力は、認定を行った研修のみとする。

３　研修の講師について

　　指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると長野県知事が認める者とする。

４　研修内容等について

　　園内研修の目的及び内容が明確に設定されていること。

　　「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年４月１日付け雇児保発0401第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に定める、「保育実践」を除く研修分野が設定されていること。

研修内容は、ガイドライン別添１「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものでなければならない。

５　研修受講者について

明確に特定されており、園内研修を実施する保育所及び地域型保育事業所において研修修了の証明が可能であること。

研修修了者については、様式第３号による修了者名簿を作成し、長野県知事宛て提出すること。なお、修了者名簿は、園内研修を受講した者のうち、ガイドラインの３の（１）「研修分野及び対象者」で示されている対象者を記載すること。